

東かがわ市規則第10号

東かがわ市行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(東かがわ市行政組織規則の一部改正)

第1条 東かがわ市行政組織規則(平成15年東かがわ市規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(組織) 第2条 略			(組織) 第2条 東かがわ市行政組織条例(平成15年東かがわ市条例第10号)第2条に規定する部の内部組織は、次のとおりとする。		
部		課	部		課
総務部		総務課 財務課 戦略情報課 地域創生課 危機管理課 税務課 人権推進課	総務部		総務課 財務課 地域創生課 危機管理課 税務課 人権推進課
市民部		市民課 福祉課 こども家庭課 長寿保健課 環境衛生課	市民部		市民課 福祉課 保健課 長寿介護課 環境衛生課
略			略		
2 略			2 略		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
部	課等	分掌事務	部	課等	分掌事務
総務部	総務課	(1)~(20) 略	総務部	総務課	(1)~(20) 略 (21) 市の広報紙の発行に関すること。

改正後		改正前	
	<p>(21)～(25) 略</p> <p>(26)～(41) 略</p>		<p>(22) <u>市のホームページに関する</u>こと。</p> <p>(23) <u>広告事業に関する</u>こと。</p> <p>(24) <u>その他広聴広報に関する</u>こと。</p> <p>(25) <u>市勢要覧に関する</u>こと。</p> <p>(26) <u>報道機関との連絡に関する</u>こと。</p> <p>(27) <u>出前講座に関する</u>こと。</p> <p>(28) <u>市史の編纂及び町史等の保管に関する</u>こと。</p> <p>(29)～(33) 略</p> <p>(34) <u>自衛官の募集に関する</u>こと。</p> <p>(35)～(50) 略</p>
財務課	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) <u>情報通信基盤に関する</u>こと。</p> <p>(16)～(24) 略</p>	財務課	<p>(1) <u>基本構想に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>部局間の政策調整に関する</u>こと。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) <u>行政改革及び業務の改善に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>過疎計画及び辺地計画に関する</u>こと。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) <u>光サービスに関する</u>こと。</p> <p>(20)～(28) 略</p>
戦略情報課	<p>(1) <u>基本構想に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>部局間の政策調整に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>総合戦略に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>行政改革及び業務の改善に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>過疎計画及び辺地計画に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の調整に</u>関すること。</p> <p>(7) <u>官民連携の推進に関する</u>こと。</p>		

改正後			改正前		
		<u>(8) 市の広報紙の発行に関する事</u> <u>(9) 市のホームページに関する事</u> <u>(10) 広告事業に関する事</u> <u>(11) その他広聴広報に関する事</u> <u>(12) 市勢要覧に関する事</u> <u>(13) 報道機関との連絡に関する事</u> <u>(14) 出前講座に関する事</u> <u>(15) 市史の編纂及び町史等の保管に関する事</u> <u>こと</u> <u>(16) 自衛官の募集に関する事</u> <u>(17) シティプロモーションに関する事</u>			
	地域創生課	<u>(1)～(18) 略</u> <u>(19) 瀬戸内国際芸術祭に関する事</u>		地域創生課	<u>(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事</u> <u>(2)～(19) 略</u> <u>(20) シティプロモーションに関する事</u>
	危機管理課	<u>(1)～(3) 略</u> <u>(4) 災害対策に関する事</u> <u>(5)～(12) 略</u> <u>(13) 渇水対策に関する事</u> <u>(14) 略</u>		危機管理課	<u>(1)～(3) 略</u> <u>(4) 災害対策本部に関する事</u> <u>(5)～(12) 略</u> <u>(13) 略</u>
	略			略	
	人権推進課	<u>(1)～(10) 略</u>		人権推進課	<u>(1)～(10) 略</u> <u>(11) 児童館の運営に関する事</u>
市民部	市民課	<u>(1)～(19) 略</u> <u>(20)～(25) 略</u> <u>(26) マイナンバーカードの交付に関する事</u>		市民部	市民課 <u>(1)～(19) 略</u> <u>(20) 母子健康手帳の交付に関する事</u> <u>(21)～(26) 略</u>

改正後		改正前	
	と。		
福祉課	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>災害救護等</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>民生委員・児童委員及び主任児童委員</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(22) 略</p> <p>(23) <u>重度心身障害者等医療</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(24)～(31) 略</p>	福祉課	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>災害救助</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>民生委員</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(22) 略</p> <p>(23)～(30) 略</p> <p>(31) <u>児童手当</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(32) <u>児童扶養手当</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(33) <u>児童委員及び主任児童委員</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(34) <u>ひとり親及び寡婦福祉</u>に関する<u>こと</u>。</p>
こども家庭課	<p>(1) <u>母子健康手帳の交付</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>母子保健</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>ワクワク子育て応援金支給事業</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>5歳児健康診査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>母子保健推進員及び母子愛育会</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>児童手当</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) <u>児童扶養手当</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) <u>新生児定額給付金</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>子ども医療</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>ひとり親及び寡婦福祉</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) <u>ひとり親家庭等医療</u>に関する<u>こと</u>。</p>		

改正後		改正前	
	<p>(12) <u>子ども・子育て会議に関すること。</u></p> <p>(13) <u>子ども・子育て支援事業計画（にこにこプラン）に関すること。</u></p> <p>(14) <u>子育て短期支援事業に関すること。</u></p> <p>(15) <u>子育てホームヘルプサービス事業に関すること。</u></p> <p>(16) <u>子育て世帯訪問支援事業に関すること。</u></p> <p>(17) <u>養育支援訪問事業に関すること。</u></p> <p>(18) <u>教育・福祉等の連携に関すること。</u></p> <p>(19) <u>要保護児童対策地域協議会及び家庭児童相談に関すること。</u></p> <p>(20) <u>子ども・子育て支援団体活動補助金に関すること。</u></p> <p>(21) <u>いじめ問題再調査委員会に関すること。</u></p> <p>(22) <u>こども家庭センターに関すること。</u></p>		
長寿保健課	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>国民健康保険事業特別会計に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>後期高齢者医療事業特別会計に関すること。</u></p> <p>(5)・(6)略</p> <p>(7) <u>健康危機管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>健康づくり計画・食育推進計画・自殺対</u></p>	保健課	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>ひとり親家庭等医療に関すること。</u></p> <p>(4) <u>乳幼児等医療に関すること。</u></p> <p>(5) <u>重度心身障害者等医療に関すること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p>

改正後		改正前	
	<p>策計画の推進に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(21) <u>介護保険事業特別会計に関すること。</u></p> <p>(22) <u>介護保険事業計画に関すること。</u></p> <p>(23) <u>地域支援事業に関すること。</u></p> <p>(24) <u>地域包括支援センターに関すること。</u></p> <p>(25) <u>介護予防に関すること。</u></p> <p>(26) <u>長寿祝金等に関すること。</u></p> <p>(27) <u>認知症施策に関すること。</u></p> <p>(28) <u>その他高齢者福祉に関すること。</u></p>		<p>(8) 略</p> <p>(9) <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) <u>母子保健推進委員及び母子愛育会に関すること。</u></p> <p>(20) 略</p>
		長寿介護課	<p>(1) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(2) <u>介護保険事業特別会計に関すること。</u></p> <p>(3) <u>介護保険事業計画に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地域支援事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域包括支援センターに関すること。</u></p> <p>(6) <u>介護予防支援業務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>長寿祝金等の支給に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他高齢者福祉に関すること。</u></p>
環境衛生課	<p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>生活環境に係る防疫(家畜に関するものを除く。)に関すること。</u></p>	環境衛生課	<p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>防疫(家畜に関するものを除く。)に関すること。</u></p>

改正後			改正前		
事業部	農林水産課	(10)～(16) 略 (1)～(28) 略 (29) 農林水産課が所管する災害復旧に関する こと。 (30)・(31) 略	事業部	農林水産課	(10)～(16) 略 (1)～(28) 略 (29) 農地及び農業用施設の災害復旧に関する こと。 (30)・(31) 略
	建設課	(1) <u>国土利用計画法</u> に関すること。 (2)～(20) 略 (21) <u>建設課が所管する災害復旧</u> に関するこ と。 (22) 略 (23)～(28) 略 (29) <u>一般国道大内白鳥バイパス</u> に関するこ と。 (30) <u>五名ダム再開発の推進</u> に関すること。 (31) 略		建設課	(1) <u>国土利用計画</u> に関すること。 (2) <u>土地利用計画</u> に関すること。 (3)～(21) 略 (22) <u>災害復旧事業(農林水産施設に関するも のを除く。)</u> に関すること。 (23) 略 (24) <u>国及び県などの事業</u> に関すること。 (25)～(30) 略 (31) 略
	都市整備課	(1) <u>公共下水道</u> に関すること。 (2) <u>農業集落排水</u> に関すること。 (3) <u>下水道事業会計</u> に関すること。 (4) <u>都市整備課が所管する災害復旧</u> に関す ること。 (5) 略 (6) <u>合併処理浄化槽</u> に関すること。 (7) <u>専用水道及び簡易専用水道並びに小規</u>		都市整備課	(1) 略 (2) <u>合併処理浄化槽の計画</u> に関すること。 (3) <u>合併処理浄化槽の普及</u> に関すること。 (4) <u>その他合併処理浄化槽</u> に関すること。 (5) <u>専用水道及び簡易専用水道</u> に関するこ

改正後			改正前		
		<u>模受水槽水道</u> に関すること。 (8)～(11) 略 (12) 公園及び都市公園に関すること。 (13) <u>市営住宅</u> に関すること。 (14) <u>空き家対策</u> に関すること。 (15) 住宅取得・家賃等の補助に関すること。			と。 (6) <u>小規模受水槽水道</u> に関すること。 (7)～(10) 略 (11) 公園及び都市公園(白鳥中央公園及びとらまる公園に関するものを除く。)に関するこ と。 (12) <u>公営住宅及び改良住宅</u> に関すること。 (13) <u>若者定住促進住宅</u> に関すること。 (14) <u>空き家、住宅取得・家賃等の補助</u> に関する こと。

(東かがわ市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 東かがわ市教育委員会に対する事務委任規則(平成15年東かがわ市規則第115号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長は、次に掲げる権限を東かがわ市教育委員会(以下「委員会」という。)に委任する。 (1)～(7) 略 (8) 略	地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長は、次に掲げる権限を東かがわ市教育委員会(以下「委員会」という。)に委任する。 (1)～(7) 略 <u>(8) 家庭児童相談及び児童虐待防止に関すること。</u> (9) 略

(東かがわ市出納員規則の一部改正)

第3条 東かがわ市出納員規則(平成17年東かがわ市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)

改正後		
設置する課等	出納員	
略		
総務部	略	
	財務課	略
	情報戦略課	課長
	略	
市民部	略	
	福祉課	略
	こども家庭課	課長
	長寿保健課	略
略		
教育委員会事務局	教育総務課	略
	生涯学習課	略
	保育教育課	略

別表第2（第3条関係）

設置する課等	分任出納員	委任する事務
略		
市民部	市民課	略
		1～3 略
		4 保育教育課の委任事務と同じ
		5 略
		6 長寿保健課の委任事務と同じ
		7 略
		8 こども家庭課の委任事務と同じ
		9～11 略
		略
福祉課	略	1・2 略

改正前		
設置する課等	出納員	
略		
総務部	略	
	財務課	略
	略	
	略	
市民部	略	
	福祉課	略
	保健課	略
	長寿介護課	課長
略		
教育委員会事務局	学校教育課	略
	生涯学習課	略
	子育て支援課	略

別表第2（第3条関係）

設置する課等	分任出納員	委任する事務
略		
市民部	市民課	略
		1～3 略
		4 子育て支援課の委任事務と同じ
		5 略
		6 保健課の委任事務と同じ
		7 略
		8 長寿介護課の委任事務と同じ
		9～11 略
		略
福祉課	略	1・2 略

改正後				改正前			
	こども家庭課	こども家庭課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 こども家庭課において取り扱う収入金の収納				
	長寿保健課	長寿保健課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1～3 略 4 介護保険料及びこれに附帯する収入金の収納 5 施設利用負担金の収納 6 長寿保健課において取り扱う収入金の収納	保健課	保健課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1～3 略	
略				長寿介護課	長寿介護課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 介護保険料及びこれに附帯する収入金の収納 2 施設利用負担金の収納	
略				略			
教育委員会事務局	保育教育課	保育教育課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1～2 略 3 保育教育課において取り扱う収入金の収納	子育て支援課	子育て支援課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1～2 略 3 子育て支援課において取り扱う収入金の収納	
	略			略			

（東かがわ市広報紙発行規則の一部改正）

第4条 東かがわ市広報紙発行規則（平成18年東かがわ市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(編集及び発行)</p> <p>第6条 広報紙の発行は、総務部戦略情報課が主管する。</p> <p>2 総務部戦略情報課長は、前条の掲載事項に基づき広報を編集し、発行の手続きをとらなければならない。</p>	<p>(編集及び発行)</p> <p>第6条 広報紙の発行は、総務部総務課が主管する。</p> <p>2 総務部総務課長は、前条の掲載事項に基づき広報を編集し、発行の手続きをとらなければならない。</p>

(東かがわ市保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 東かがわ市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成27年東かがわ市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第8号、様式第9号、様式第11号及び様式第13号中「子育て支援課」を「保育教育課」に改める。

(東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部改正)

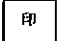
第6条 東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則（平成29年東かがわ市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 条例第7条第1項本文に規定する支給の方法（以下「現物給付」という。）の対象となる者は、次に掲げる受給者証とする。</p> <p>ア <u>子ども医療及びひとり親家庭等医療の対象者は、受給者証（様式第2-1-1号）</u></p> <p>イ <u>心身障害者等医療の対象者は、受給者証（様式2-1-2号）</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者以外（以下「償還払い」という。）は、次に掲げる受給者証とする。</p> <p>ア <u>ひとり親家庭等医療の対象者は、受給者証（様式第2-2-1号）</u></p> <p>イ <u>心身障害者等医療の対象者は、受給者証（様式第2-2-2号）</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(受給者証)</p> <p>第6条 条例第4条に規定する福祉医療受給者証（以下「受給者証」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項本文に規定する支給の方法（以下「現物給付」という。）の対象となる者 <u>受給者証（様式第2-1号）</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者以外（以下「償還払い」という。） <u>受給者証（様式第2-2号）</u></p> <p>2・3 略</p>

改正後

様式第2号の1の1 (第6条関係)

福祉医療受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受住所	
給氏名	
者 生年月日	
有効期限	
交付年月日	
発行機関及び印	東かがわ市長 

◎注意事項
 1 この証は、あなたが福祉医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
 2 医療機関等にかかるときは、被保険者証と一緒に窓口へ提出してください。
 3 支給方法
 「現物給付」の場合
 現物給付対象医療機関へ受診する際は、医療費の支払いが不要となります。医療機関適用分が対象
 「償還払い」の場合
 受給者証右上に「現物給付対象外」と記載がある方、または現物給付対象医療機関以外で医療を受けた場合、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払い、申請書に証明を受けて市に申請してください。窓口負担金超過額が医療費の超過額は申請不要
 4 被保険者証もしくは、この証に記載してある事項または届出先の口歴に変更があったときは、速やかに関係機関を添えて届け出てください。
 5 死亡、転居等により受給資格を失ったときは、この証を返還してください。
 6 この証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。
 7 有効期間を超過したときは、使用することはできません。
 <医療機関等の方へお願い>
 「償還払い」による支給申請を行うため、受給者が「医療費支給申請書」を提出した場合は、診療点数等の証明をお願いします。
 ◎問い合わせ先
 東かがわ市子ども家庭課
 電話(0879)26-1229

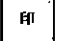
改正前

様式第2号の1 (第6条関係)

福祉医療受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受住所	
給氏名	
者 生年月日	
有効期限	
交付年月日	
発行機関及び印	東かがわ市長

◎注意事項
 1 この証は、あなたが福祉医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
 2 医療機関等にかかるときは、被保険者証と一緒に窓口へ提出してください。
 3 支給方法
 「現物給付」の場合
 現物給付対象医療機関へ受診する際は、医療費の支払いが不要となります。(保険適用分が対象)
 「償還払い」の場合
 受給者証右上に「現物給付対象外」と記載がある方、又は現物給付対象医療機関以外で医療を受けた場合、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払い、申請書に証明を受けて市に申請してください。
 4 被保険者証もしくはこの証に記載してある事項又は届出先の口歴に変更があったときは、速やかに関係機関を添えて届け出てください。
 5 死亡、転居等により受給資格を失ったときは、必ず、この証を返還してください。
 6 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
 7 有効期間を超過したときは、使用することはできません。
 <医療取及機関の方へお願い>
 「現物給付」の場合は、この証の提示を求め、住所及び有効期間を確認の上、取扱いをお願いします。
 また、「償還払い」による支給申請を行うため、受給者が「福祉医療費支給申請書」を提出した場合は、診療点数等の証明をお願いします。
 ◎問い合わせ先
 東かがわ市保健課
 電話(0870)26-1229
 東かがわ市南1-2-47番地1

様式第2号の1の2 (第6条関係)

福祉医療受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受住所	
給氏名	
者 生年月日	
有効期限	
交付年月日	
発行機関及び印	東かがわ市長 

◎注意事項
 1 この証は、あなたが福祉医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
 2 医療機関等にかかるときは、被保険者証と一緒に窓口へ提出してください。
 3 支給方法
 「現物給付」の場合
 現物給付対象医療機関へ受診する際は、医療費の支払いが不要となります。医療機関適用分が対象
 「償還払い」の場合
 受給者証右上に「現物給付対象外」と記載がある方、または現物給付対象医療機関以外で医療を受けた場合、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払い、申請書に証明を受けて市に申請してください。窓口負担金超過額が医療費の超過額は申請不要
 4 被保険者証もしくは、この証に記載してある事項または届出先の口歴に変更があったときは、速やかに関係機関を添えて届け出てください。
 5 死亡、転居等により受給資格を失ったときは、この証を返還してください。
 6 この証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。
 7 有効期間を超過したときは、使用することはできません。
 <医療機関等の方へお願い>
 「償還払い」による支給申請を行うため、受給者が「医療費支給申請書」を提出した場合は、診療点数等の証明をお願いします。
 ◎問い合わせ先
 東かがわ市福祉課
 電話(0879)26-1228

改正後

様式第2号の2の1 (第6条関係)

福祉医療受給者証		現物給付対象外 (償還払いで支給)	
公費負担者番号			
受給者番号			
受住所			
給氏名			
者 生年月日			
有効期限			
交付年月日			
発行機関及び印	東かがわ市長 		

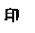
◎注意事項

- この証は、あなたが福祉医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
- 医療機関等にかかるときは、該受給者証と一緒に窓口に出示してください。
- 支給方法
「現物給付」の場合
現物給付対象医療機関へ受診する際は、医療費の支払いが不要となります。償還適用分が対象
「償還払い」の場合
受給者証右上に「現物給付対象外」と記載がある方、または現物給付対象医療機関以外で医療を受けた場合、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払い、申請書に証明を受けて市に申請してください。
※前川町産科高齢者医療の医療費は申請不要
- 該受給者証もしくは、この証に記載してある事項または届込先のお墨に変更があったときは、速やかに関係機関を添えて届け出てください。
- 死亡、転出等により受給資格を失ったときは、この証を返還してください。
- この証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 有効期間を超過したときは、使用することはできません。

＜医療機関等の方へお願い＞
「償還払い」による支給申請を行うため、受給者が「医療費支給申請書」を持参した場合は、診療点数等の証明をお願いします。

◎問い合わせ先
東かがわ市子ども家庭課
電話 (0879) 26-1229

様式第2号の2の2 (第6条関係)

福祉医療受給者証		現物給付対象外 (償還払いで支給)	
公費負担者番号			
受給者番号			
受住所			
給氏名			
者 生年月日			
有効期限			
交付年月日			
発行機関及び印	東かがわ市長 		

◎注意事項

- この証は、あなたが福祉医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
- 医療機関等にかかるときは、該受給者証と一緒に窓口に出示してください。
- 支給方法
「現物給付」の場合
現物給付対象医療機関へ受診する際は、医療費の支払いが不要となります。償還適用分が対象
「償還払い」の場合
受給者証右上に「現物給付対象外」と記載がある方、または現物給付対象医療機関以外で医療を受けた場合、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払い、申請書に証明を受けて市に申請してください。
※前川町産科高齢者医療の医療費は申請不要
- 該受給者証もしくは、この証に記載してある事項または届込先のお墨に変更があったときは、速やかに関係機関を添えて届け出てください。
- 死亡、転出等により受給資格を失ったときは、この証を返還してください。
- この証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 有効期間を超過したときは、使用することはできません。

＜医療機関等の方へお願い＞
「償還払い」による支給申請を行うため、受給者が「医療費支給申請書」を持参した場合は、診療点数等の証明をお願いします。

◎問い合わせ先
東かがわ市福祉課
電話 (0879) 26-1228

改正前

様式第2号の2 (第6条関係)

福祉医療受給者証		現物給付対象外 (償還払いで支給)	
公費負担者番号			
受給者番号			
受住所			
給氏名			
者 生年月日			
有効期限			
交付年月日			
発行機関及び印	東かがわ市長		

◎注意事項

- この証は、あなたが福祉医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
- 医療機関等にかかるときは、該受給者証と一緒に窓口に出示してください。
- 支給方法
「現物給付」の場合
現物給付対象医療機関へ受診する際は、医療費の支払いが不要となります。償還適用分が対象
「償還払い」の場合
受給者証右上に現物給付対象外と記載がある方、又は現物給付対象医療機関以外で医療を受けた場合、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払い、申請書に証明を受けて市に申請してください。
- 該受給者証若しくはこの証に記載してある事項又は届込先のお墨に変更があったときは、速やかに関係機関を添えて届け出てください。
- 死亡、転出等により受給資格を失ったときは、必ず、この証を返還してください。
- この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- 有効期間を超過したときは、使用することはできません。

＜医療機関等の方へお願い＞

「現物給付」の場合は、この証の提示を求め、住所及び有効期間を確認の上、取扱いをお願いします。
また、「償還払い」による支給申請を行うため、受給者が「福祉医療費支給申請書」を持参した場合は、診療点数等の証明をお願いします。

◎問い合わせ先
東かがわ市保健課
電話 (0879) 26-1229
東かがわ市健康センター

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。